

藤前干潟

- ・藤前干潟は、伊勢湾に流れ込む庄内川、新川、日光川の河口に広がる砂・泥から成る干潟を含む区域で、庄内川河口干潟、新川河口干潟及び藤前地先干潟の3つの干潟に分けられる。
- ・魚介類の生態特性及び地理条件等からみて、スズキの生育場、イシガレイの産卵場・生育場としての価値が高いと考えられる。
- ・当該水域は貧酸素水塊の影響を受ける水域であり、貧酸素水塊の影響をほとんど受けないと考えられる水深5m以浅の海域及び干潟部を除き、特別域としては適当とは言えないことから、概ね水深5m以浅の範囲を特別域（案）とした。

長良川河口付近

- ・長良川河口に設けられた長島沖人工干潟と城南沖人工干潟、員弁川河口及び朝明川河口からなる。
- ・魚介類の利用状況からみて、スズキ、イシガレイ、マコガレイ、ヒラメ、シロギスを主とする魚類及びハマグリを主とする貝類の産卵場・生育場としての価値が高いと考えられる。
- ・当該水域は貧酸素水塊の影響を受ける水域であり、貧酸素水塊の影響をほとんど受けないと考えられる水深5m以浅の海域及び干潟部を除き、特別域としては適当とは言えないことから、概ね水深5m以浅の範囲を特別域（案）とした。



図5. 8 (1) 藤前干潟及び長良川河口付近の特別域（案）

鈴鹿地先の浅場

- ・磯津漁港から御殿場海水浴場にかけての海岸線に広がる砂浜域からなる。
- ・魚介類の利用状況からみて、イシガレイ、マコガレイを主とする魚類の産卵場・生育場、ガザミを主とする甲殻類の産卵場、アサリ、バカガイを主とする貝類の産卵、生育場としての価値が高いと考えられる。
- ・当該水域は貧酸素水塊の影響を受ける水域である。当該水域のうち貧酸素水塊の影響をほとんど受けないと考えられる水深5m以浅の海域を特別域（案）とすると、特別域の範囲が極端に狭くなることから、当該水域を主要な産卵場・生育場とするバカガイ等の実態を踏まえ、水深10m以浅の範囲を特別域（案）とした。

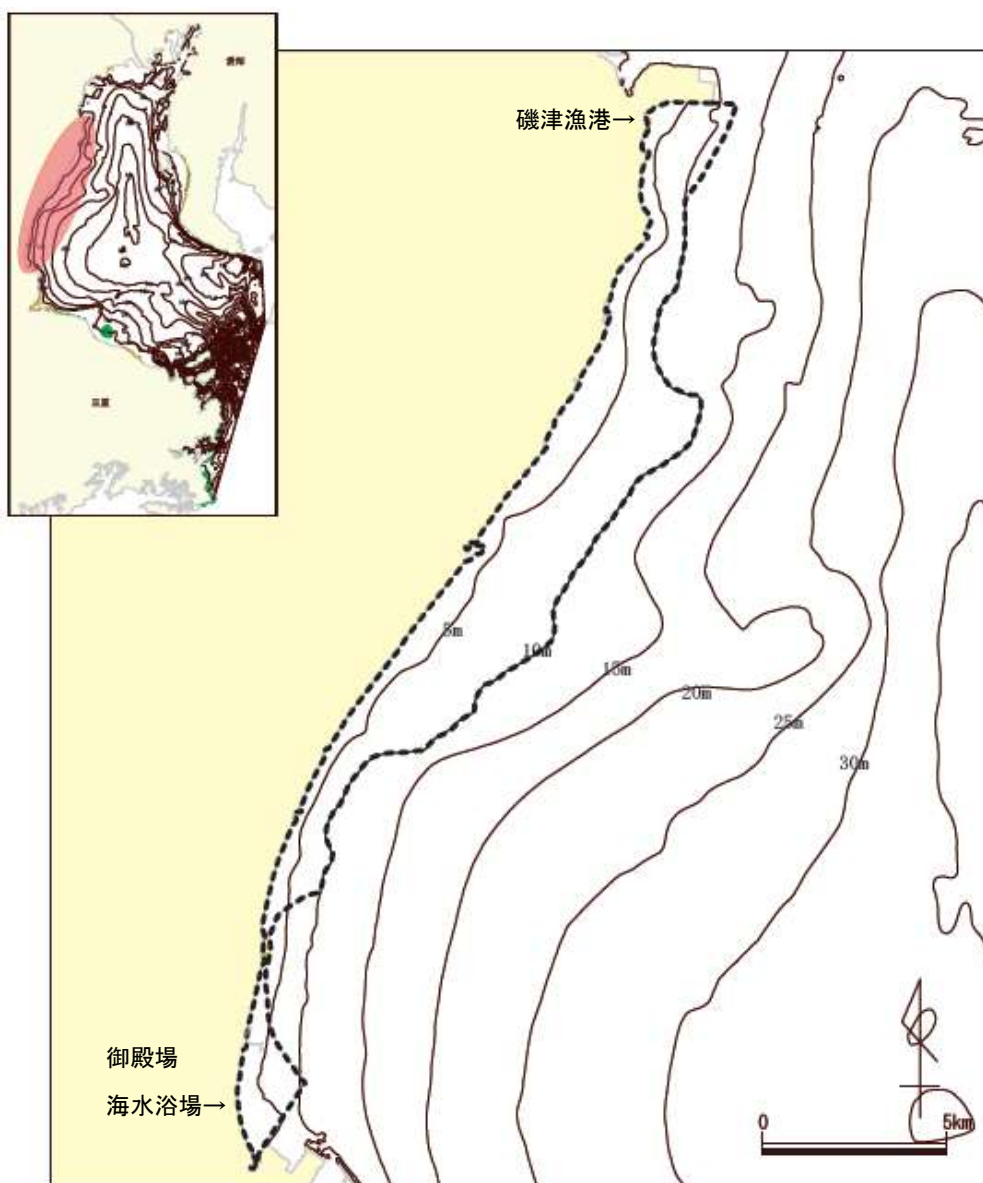


図5. 8 (2) 鈴鹿地先の浅場の特別域（案）

松阪・伊勢地先の浅場

- ・香良洲海水浴場から神前岬にかけての海岸線に広がる干潟（松坂地先の干潟、伊勢地先の干潟）、藻場（松坂地先のアマモ場、村松沖ワカメ場）及び砂浜域からなる。
- ・魚介類の利用状況からみて、イシガレイ、マコガレイ、シロギスを主とする魚類、ガザミ、クルマエビを主とする甲殻類及びアサリ、ハマグリ、バカガイを主とする貝類の産卵場・生育場としての価値が高いと考えられる。また、漁業協同組合へのヒアリングによると、干潟周辺にはスズキの幼魚、カレイ類、ガザミが生息しているとの情報がある。
- ・当該水域は貧酸素水塊の影響を受ける水域である。当該水域のうち貧酸素水塊の影響をほとんど受けないと考えられる水深5m以浅の海域を特別域（案）とすると、村松沖のワカメ場を分断してしまうことから、当該水域を主要な産卵場・生育場とするバカガイ等の実態を踏まえ、水深10m以浅の範囲を特別域（案）とした。

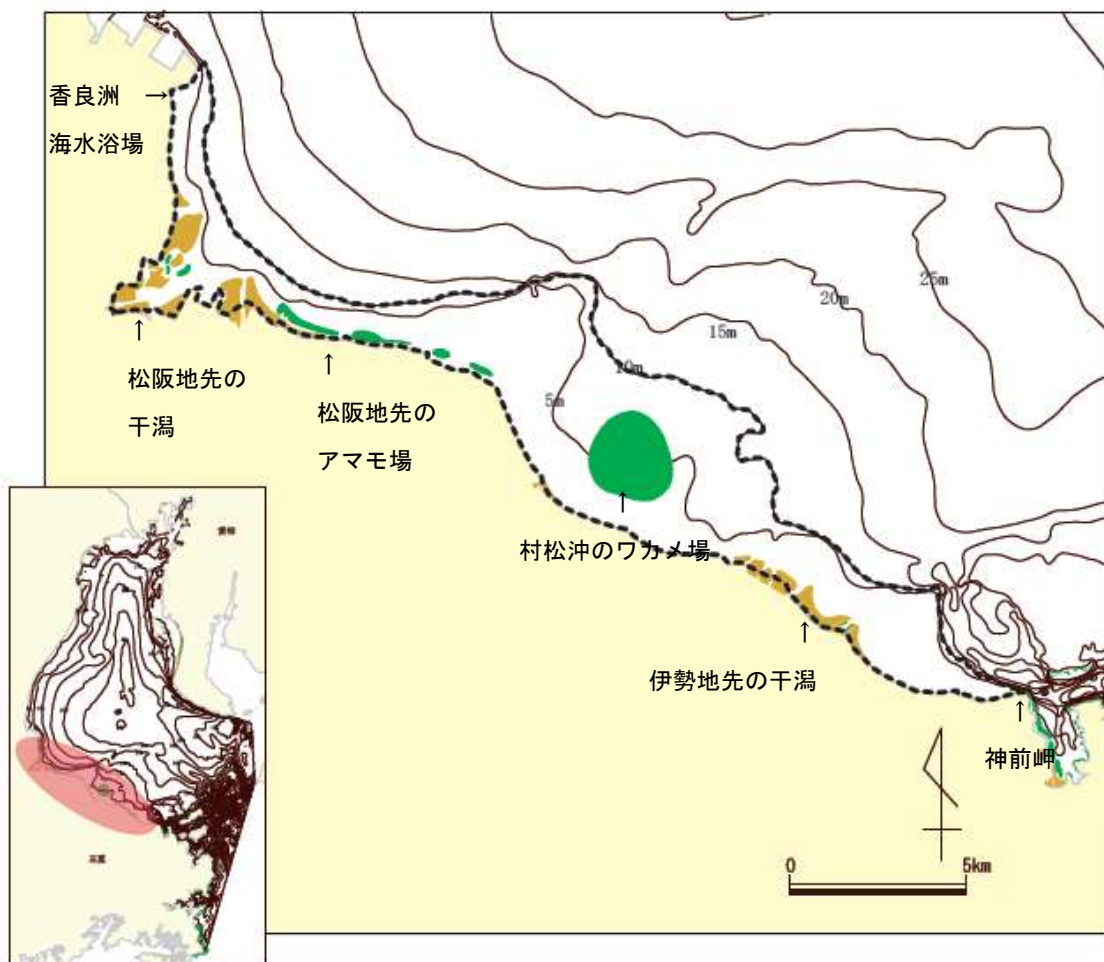


図5. 8 (3) 松阪・伊勢地先の浅場の特別域（案）

知多半島北部の浅場

- ・名鉄新舞子駅から富具崎港にかけての海岸線に広がる干潟、藻場（小鈴谷アマモ場）、砂浜域及び中部国際空港護岸の人工藻場からなる。
- ・魚介類の利用状況からみて、スズキ、イシガレイ、マコガレイ、ヒラメ、シロギスを主とする魚類、ガザミ、クルマエビを主とする甲殻類およびアサリ、バカガイを主とする貝類の産卵場・生育場としての価値が高いと考えられる。また、漁業協同組合へのヒアリングによると、干潟及び藻場の周辺ではカレイ類、スズキが生息しているとの情報がある。
- ・当該水域は貧酸素水塊の影響を受ける水域である。当該水域の水深 30m 以浅の水域で、底質が水生生物の産卵・生育場に適しており、貧酸素水塊の影響を受けない水域及び貧酸素水塊の影響をほとんど受けないと考えられる水深 5 m 以浅の範囲を特別域（案）とした。

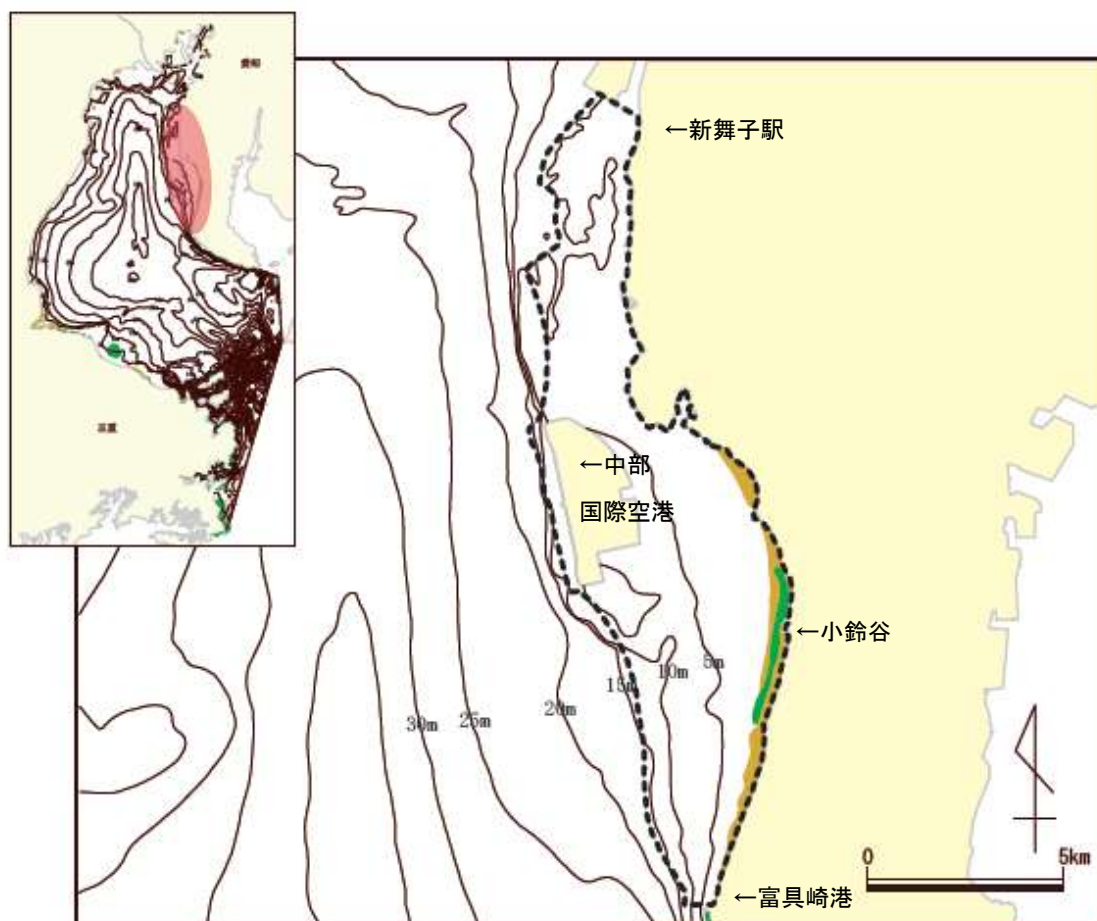


図 5. 8 (4) 知多半島北部の浅場の特別域（案）

知多半島南部の浅場

- ・富具崎港から羽豆岬を経て篠島北端にかけての海岸線に広がる岩礁性藻場および砂浜域からなる。
- ・魚介類の利用状況からみてスズキ、イシガレイ、マコガレイ、ヒラメ、シロギスを主とする魚類、ガザミ、クルマエビを主とする甲殻類の産卵場・生育場としての価値が高いと考えられる。
- ・当該水域は貧酸素水塊の影響を受ける水域である。当該水域の水深 30m 以浅で、貧酸素水塊の影響を受けない水域及び貧酸素水塊の影響をほとんど受けないと考えられる水深 5 m 以浅の範囲を特別域（案）とした。

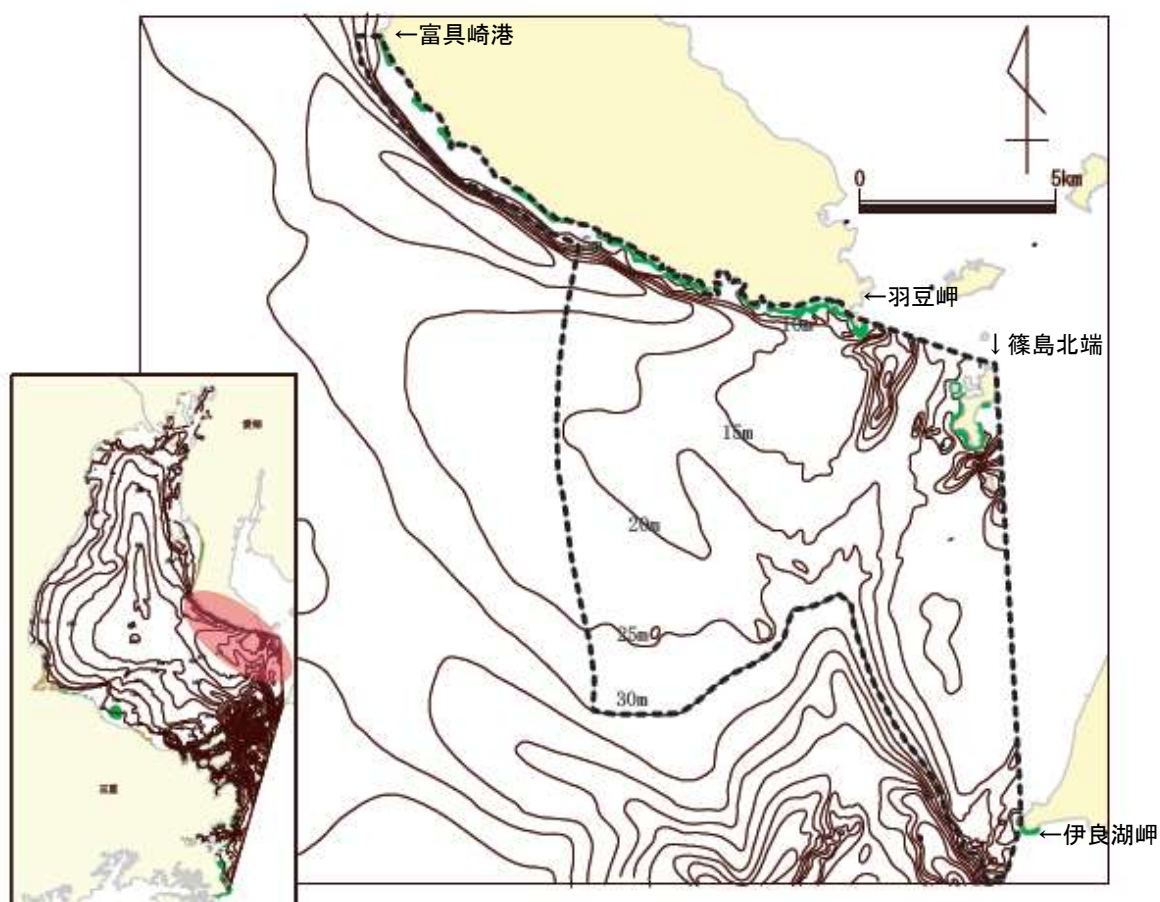


図 5. 8 (5) 知多半島南部の浅場の特別域（案）

湾口浅場

- ・ 観音崎、大築海島・小築海島、神島から大王崎で囲まれた範囲からなる。
- ・ 魚介類の利用状況からみてスズキ、イシガレイ、マコガレイ、ヒラメ、マダイ、シロギスを主とする魚類の産卵場・生育場としての価値が高いと考えられる。また、漁業協同組合へのヒアリングによると、藻場周辺にはカレイ類、マダイ、スズキが生息しているとの情報がある。
- ・ 当該水域については、本酸素水塊の影響を受けないこと、マダイの産卵場として利用されていることから、水深30m以深を含む範囲を特別域（案）とした。

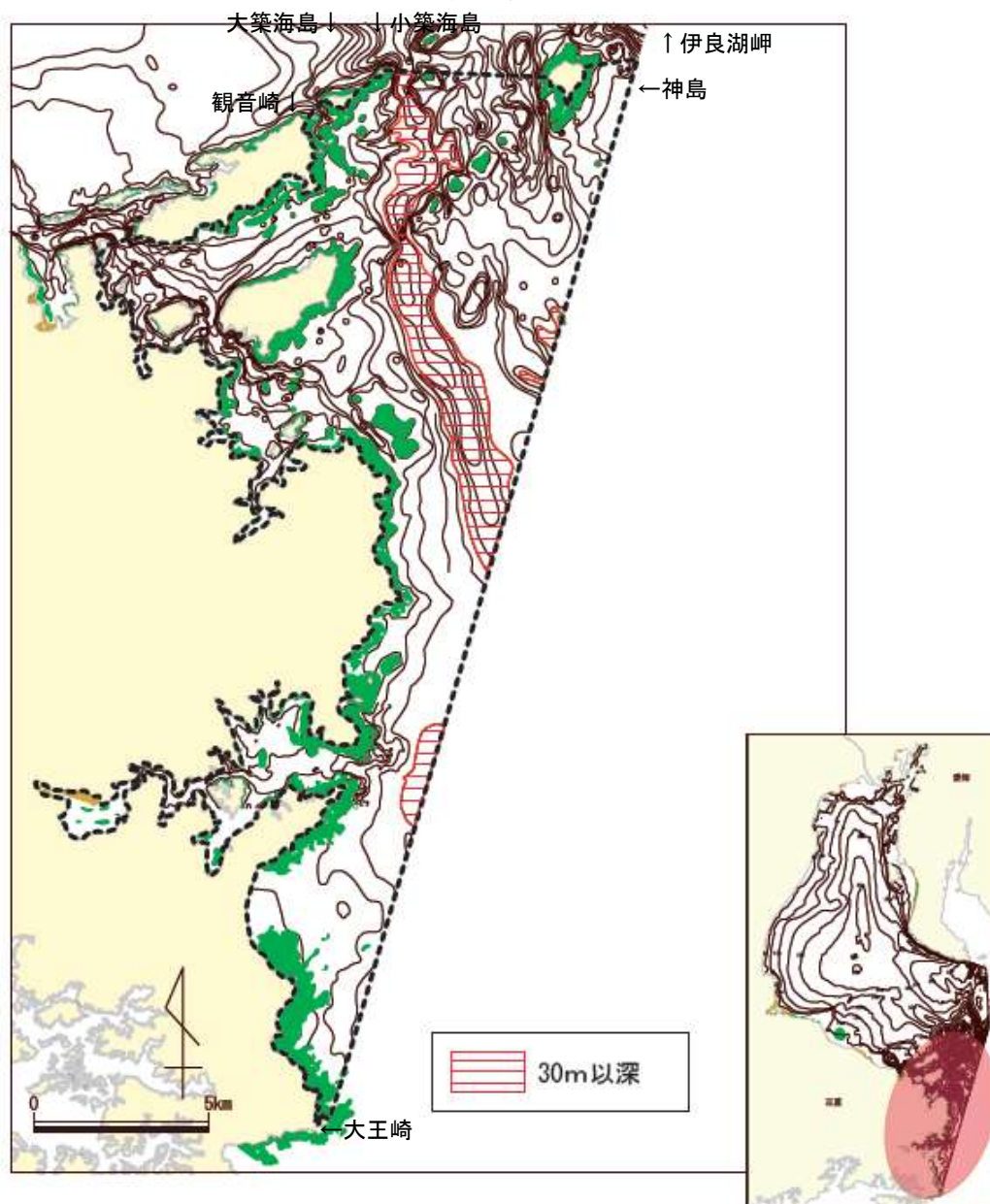


図5. 8 (6) 湾口浅場の特別域（案）

特別域の設定について

【東京湾の場合】

1. 地形

干潟、藻場、浅場及びサンゴ礁に該当し、かつ一定の広がりをもつ水域を選定
 →三番瀬、盤洲干潟、富津干潟、東京湾奥部の浅場（おおむね水深 30m以浅、以下同じ）、三浦半島東沿岸部の浅場、内房沿岸部の浅場、三浦半島東沿岸部分の藻場

2. 産卵等の状況

・漁獲量が他の水域より多い水域

→三番瀬、盤洲干潟、富津干潟、富津岬より南の内房沿岸部の浅場、三浦半島東沿岸部分の岩礁性の藻場及びその周辺の浅場

・魚卵及び稚仔魚の調査結果

→三番瀬、盤洲干潟、富津干潟、内房北部沿岸の浅場、三浦半島沿岸の岩礁性藻場及びその周辺の浅場

・漁業者及び水産研究機関へのヒアリング

→三番瀬、富津干潟、三浦半島沿岸の岩礁性藻場、内房沿岸の浅場

⇒主要魚介類の主要な産卵場・生育場として、

→三番瀬、盤洲干潟、富津干潟、三浦半島沿岸の岩礁性藻場及びその周辺の浅場、内房北部沿岸

3. 水質

東京湾アクアライン周辺より北側に広がる浅場（三番瀬及び盤洲干潟の周辺海域も含む）については、貧酸素水塊の発生のため、産卵場・生育場としての機能が十分に発揮されていない。

→三番瀬及び盤洲干潟にある干潟の周辺の貧酸素水塊の影響をほとんど受けないと考えられる 5m以浅の海域及び干潟部を除き特別域としては適当とは言えない。

→富津干潟の周辺海域については、貧酸素水塊の影響をほとんど受けないことから、当該水域を主要な産卵場・生育場とするバカガイ等の実態を踏まえ 10m以浅の海域を含め特別域として適当と考える。

4. 水域類型の指定について

三番瀬（水深5m以浅）、盤洲干潟（水深5m以浅）、富津干潟（水深10m以浅井）、三浦半島沿岸の岩礁性藻場及びその周辺の浅場（水深30m以浅）、内房沿岸（富津岬周辺から富津市及び鋸南町の境界周辺の間）の浅場（水深30m以浅）を生物特Aとする。

【伊勢湾の場合】

1. 地形

干潟、藻場、浅場及びサンゴ礁に該当し、かつ一定の広がりをもつ水域を選定
→藤前干潟、長良川河口付近、鈴鹿地先の浅場、松坂・伊勢地先の浅場、知多半島北部の浅場、知多半島南部の浅場、湾口浅場

2. 産卵等の状況

・漁獲量が他の水域より多い水域

→長良川河口付近、鈴鹿地先の浅場、松坂・伊勢地先の浅場、知多半島北部の浅場、知多半島南部の浅場、湾口浅場

・魚卵及び稚仔魚の調査結果

→藤前干潟、長良川河口付近、鈴鹿地先の浅場、松坂・伊勢地先の浅場、知多半島北部の浅場、知多半島南部の浅場、湾口浅場

・漁業者及び水産研究機関へのヒアリング

→松坂・伊勢地先（スズキ幼魚、カレイ類、ガザミ）、知多半島北部（カレイ類、スズキ）、湾口浅場（カレイ類、マダイ、スズキ）

⇒主要魚介類の主要な産卵場・生育場として、

→藤前干潟、長良川河口付近、鈴鹿地先の浅場、松坂・伊勢地先の浅場、知多半島北部の浅場、知多半島南部の浅場、湾口浅場

3. 水質

→藤前干潟、長良川河口付近、鈴鹿地先の浅場、松坂・伊勢地先の浅場、知多半島北部の浅場、知多半島南部の浅場、湾口浅場

→貧酸素水塊の影響を受ける藤前干潟、長良川河口付近については、水深 5 m以浅 の海域及び干潟について特別域として適当と考える。

→貧酸素水塊の影響を受ける鈴鹿地先の浅場については、5 m以浅の海域で区切ると特別域の範囲が大変狭くなり調査の実施が難しくなること、当該水域を主要な産卵場・生育場とするバカガイ等の実態を踏まえ水深 10m以浅 の海域を含め特別域として適当と考える。

→貧酸素水塊の影響を受ける松坂・伊勢地先の浅場については、水深 5 m以浅の海域で区切ると村松沖のワカメ場を分断してしまうことから、当該水域を主要な産卵場・生育場と

するバカガイ等の実態を踏まえ水深 10m以浅の海域を含め特別域として適当と考える。

→貧酸素水塊の影響を受ける知多半島北部の浅場については、水深 30m以浅で、底質が水生生物の産卵・生育場に適しており、貧酸素水塊の影響を受けない水域及び貧酸素水塊の影響をほとんど受けないと考えられる水深 5 m以浅の範囲を特別域として適当と考える。

→貧酸素水塊の影響を受ける知多半島南部の浅場については、水深 30m以浅で、貧酸素水塊の影響を受けない範囲を特別域として適当と考える。

→湾口浅場の周辺海域については、貧酸素水塊の影響を受けないこと、マダイの産卵場として利用されていることから、水深 30m以深を含む範囲を特別域として適当と考える。

4. 水域類型の指定について

藤前干潟（5 m以浅）、長良川河口付近（5 m以浅）、鈴鹿地先の浅場（10m以浅）、松坂・伊勢地先の浅場（10m以浅）、知多半島北部の浅場（水深 30m以浅で底質が水生生物の産卵・生育場に適しており貧酸素水塊の影響を受けない範囲）、知多半島南部の浅場（水深 30m以浅で貧酸素水塊の影響を受けない範囲）、湾口浅場（水深 30m以深も含む）

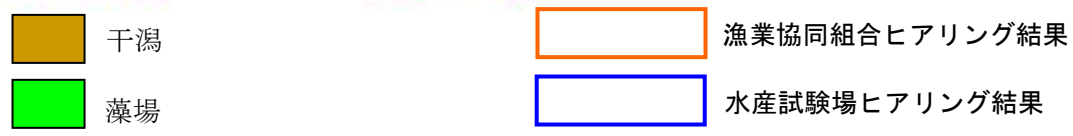
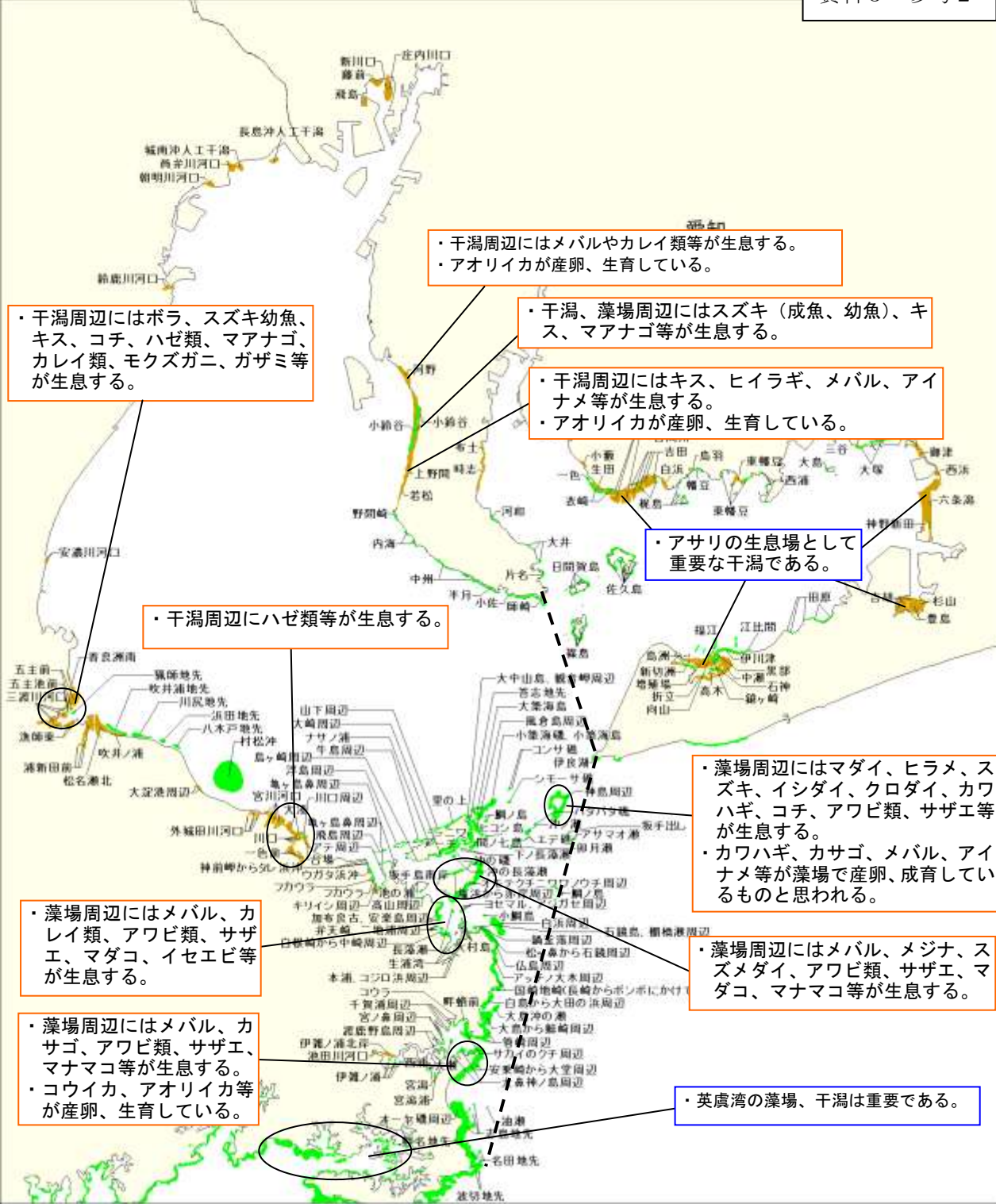
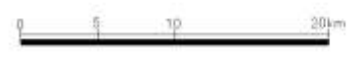
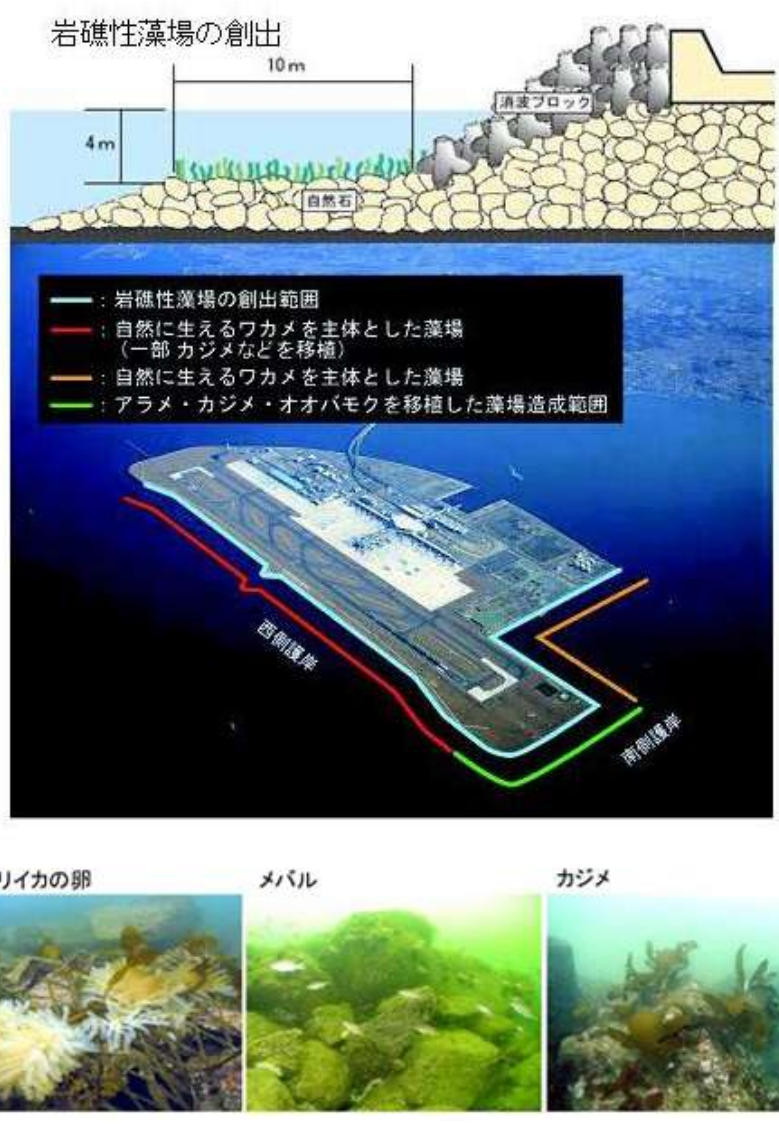


図 水産試験場及び漁業協同組合へのヒアリング結果





出典：中部国際空港ホームページ (<http://www.centrair.jp/>)

図 中部国際空港の藻場